

## あきる野市工場立地法に係る届出事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）、工場立地法施行令（昭和49年政令第29号）、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）及びあきる野市工場立地法地域準則条例（平成25年あきる野市条例第5号。以下「条例」という。）に規定する特定工場に係る届出の手続きを定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、法及び条例に定めるところによる。

### (新設等の届出)

第3条 法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項並びに一部改正法附則第3条第1項に規定する届出を行おうとする者は、特定工場の新設又は変更を行おうとする日の90日前までに、特定工場新設（変更）届出書（様式第1号）に法第6条第2項（法第7条第2項及び法第8条第2項において準用される場合を含む。）の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 特定工場新設（変更）の主旨説明書（様式第2号）
- (2) 特定工場新設（変更）届出調書（様式第3号）
- (3) 省令第6条第2項第1号に規定する事業概要説明書（様式第4号）
- (4) 省令第6条第2項第2号に規定する生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図（様式第5号）
- (5) 省令第6条第2項第3号に規定する特定工場用地利用状況説明書（様式第6号）
- (6) 省令第6条第2項第8号に規定する特定工場の新設等のための工事の日程（様式第7号）
- (7) 兼業調書（様式第8号）（当該届出を行おうとする者が2以上の業種に属する場合に限る。）

2 前項の届出が、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場の変更に係るものである場合は、法準則の備考1から3まで（当該特定工場が条例第3条に規定する対象区域内にある場合にあっては条例附則第2項）に規定する計算を行い、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 準則計算表（様式第9号）
- (2) 準則計算推移表（様式第10号）

3 市長は、第1項の届出があったときは、その内容を確認し、当該届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、受理通知書（様式第11号）を交付するものとする。

4 届出者は、第1項の届出の工事が完了した場合は、完了報告書（様式第12号）により遅滞なく市長に報告しなければならない。

### (届出書類の省略)

第4条 前条第1項の変更の届出において、既に届け出た事項の中で変更しないものがある場合は、当該変更しない事項に係る届出書類を省略することができる。

### (勧告)

第5条 法第9条第1項の勧告は、工場立地法第9条第1項による勧告書（様式第13号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の勧告は、工場立地法第9条第2項による勧告書（様式第14号）により行うものとする。

（変更命令）

第6条 法第10条第1項に規定する変更命令は、工場立地法第10条第1項による変更命令書（様式第15号）により行うものとする。

（実施制限期間の短縮）

第7条 市長は、第3条1項の届出の事項が、法第9条第1項各号及び第2項各号に該当しないと認められるときは、法第11条第1項に規定する実施制限期間を新設又は変更の予定の日の30日前までに短縮することができる。

2 市長は、前項による期間の短縮をする場合は、特定工場新設（変更）届出書に替えて特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式第16号）により申請させるものとする。

（氏名等の変更の届出）

第8条 届出者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、氏名（名称、住所）変更届出書（様式第17号）により市長に届け出なければならない。

（承継の届出）

第9条 届出者の地位を承継した者は、特定工場承継届出書（様式第18号）により市長に届け出なければならない。

（廃止届）

第10条 届出者は、特定工場の敷地面積を9,000平方メートル若しくは建築面積を3,000平方メートル以下にするとき又は特定工場を廃止するときは、特定工場廃止届出書（様式第19号）により市長に届け出なければならない。